

川崎市母子保健懇談会開催運営等要綱

平成29年4月1日 29川ここ福第181号局長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市母子保健懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、母子保健事業の推進に関し、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 母子保健事業の運営に関する事
- (2) その他必要事項

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 関係団体代表者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員の辞任に伴い就任する補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(川崎市母子保健懇談会開催運営等要綱の廃止)
- 2 川崎市母子保健懇談会開催運営等要綱（平成27年4月1日付27川市こ福第645号）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。